

資料3 有識者資料

小畑委員資料

第6回再犯防止推進計画等検討会検討テーマ意見

(29・7・18～更生保護法人両全会理事長小畑輝海メモ)

第1 地方公共団体における推進体制の整備等

○ 概要

2013年に経済協力開発機構（OECD）が公表した「より良い暮らし指標」（Better Life Index）の分野別ランキングで、「安全」分野において、日本は第一位だった。しかしながら、我が国の実情は、約3割を占める再犯者が、件数において約6割の犯罪を実行している状況にある。再犯者の比率の増加は、刑務所出所者の社会復帰が極めて難しい状況を表している。

名実ともに、「より良い暮らし指標」における安全ランキング第1位を確保するためには、社会において具体的な再犯防止対策を推進し、刑務所出所者の一人一人の特性に応じた効果的な取り組みを行うことが求められる。犯罪や非行をしたものが社会的に孤立することなく社会復帰が出来、地域において安定した生活を継続して営めることが肝要である。

このような地域の体制を作る上で要の役を果たすのが地方公共団体である。国の関連機関の指導と協力を得て地方公共団体が主体的に地域のリーダーシップをとることが望まれる。また、その地方に熟知した地方公共団体は関連機関・団体を調整し刑事司法機関とのパイプ役を行うことが望まれる。

○ 具体的な役割

- 1 刑務所出所者の特性に応じた指導及び支援体制の働きかけ
- 2 行政からの協力雇用主会や更生保護施設等への支援強化
- 3 住居と就労の確保による社会復帰支援の充実
- 4 保護司活動への支援の充実
- 5 輻輳している支援制度の整理統合による分かりやすい支援システムの構築
- 6 再犯の実態・実情の調査把握と支援体制の検証作業の実施
- 7 地域住民の理解促進のための啓発活動の充実
- 8 少年育成・補導活動の充実

これらを実施する体制の整備が必要である。

この際、これらの活動を機能的に推進するためには地方公共団体の窓

口となる主管の部署を設け明確化する必要がある。

○ 実施細則

- 1 各地にある更生保護施設、保護司サポートセンター、各種支援センター等と市区町村との連携・協働体制の整備推進
- 2 刑務所出所者への指導や支援に関するノウハウやスキルを有する保護観察官・矯正OBの活用
- 3 刑務所出所者が利用しやすい相談窓口の用意
- 4 スマートフォン等SNSを活用した相談支援の推進
- 5 刑務所出所者を雇用した事業所に対する公共事業・委託事業等への参加優遇制度の実施
- 6 被害者支援の充実・強化が必要（診断書料及び初診料の公費負担、一時避難場所の確保等、支援情報の提供、カウンセリング実施により精神的負担の軽減等）

これらへの配慮が必要である。

○ 女子刑務所あり方研究委員会の地域支援事業モデルの手法が参考

平成25年から3年にわたり堂本委員長のもと関係機関や県知事等の地方自治体トップに働きかけを行い、関連の専門家などの協力を得るなど女子刑務所と地域の協力体制が整ってきた。

第2 関係機関の人的・物的体制の整備等

○ 概要

平成25年10月3日内閣府政府広報室による「再犯防止対策に関する特別世論調査」において一般国民は、

<再犯防止のための方策として>

- 「住居と仕事を確保して安定した生活基盤の確保」・・・58, 6%
- 「保護観察官、保護司による一人ひとりの問題性に応じたきめの細かな指導」・・・47, 9%
- 「地域ぐるみで立ち直りを援助する」・・・31, 0%
- 「過去に犯罪や非行をした人たちを積極的に雇用すべきか」
・・・YES 57, 2% (NO 19, 0%)

＜就職機会を広げるために、国や地方公共団体はどのような取り組みを進めるべきか＞

「資格取得、ビジネスマナー取得」	・・・ 60, 7%
「雇用企業や事業主を支援する」	・・・ 42, 3%
「国や地方公共団体で雇用する」	・・・ 36, 7%

とある。

上記のアンケート結果が再犯防止対策の大方を言い表している。

○ 具体的対策

＜役割の明確化・効率化と情報の共有＞

国側機関として、警察庁、検察・矯正及び更生保護の法務省関連機関、職業安定・社会援護の厚労省関連機関、雇用促進住宅等国交省関連機関、裁判所等々の連携が必要である。

地方公共団体としては、労働担当、福祉担当、住宅担当のセクションの協力が必要である。

民間部門としては、更生保護法人、保護司会、更生保護女性会、教誨師会、篤志面接委員会、NPO法人、農業生産法人、協力雇用主会、就労支援事業者機構、地域生活定着センター、日本財団等の公益財団があるが、利用者目線からすると、支援のツールがたくさん用意されているにもかかわらず、複雑多岐にわたることから利用しがたく見えること。また、支援内容も必ずしも十分とは言えない。

関係機関同士も、断片的な情報であったり、不確かな情報であることから利用者の側に立った支援ができない場合もある。さらに開示情報の少なさから、身元引受や就労したい事業主も躊躇せざる負えない場合もあるのではない。

関連機関連携で「触法者等総合支援室」等の設置と、受け手側における守秘義務厳守の上での「情報バンク」設置による出口支援窓口の一本化を目指すことが必要である。

市区町村は、この窓口との支援計画策定などを行い、実施民間団体への支援要請を行うシステムにすべきである。

清水委員資料

第6回再犯防止推進計画検討会意見

更生保護法人清心寮 清水義恵

I 「地方公共団体における推進体制の整備等」

1 社会復帰支援地域ネットワーク事業の創設・・・既述（以下第3回検討会意見）

- (1) 犯罪や非行を繰り返している人たちの多くは、住居・就労・高齢・障害・疾病・薬物等の依存など様々な問題を複合的に抱えており、単線的な支援で特定の機関・団体が抱え込んでいては効果的な支援につながらない。また保健医療・福祉は地域生活支援であり、自治体を中心とした地域のネットワークを構築しての取り組みが必要である。特に対象になる人たちはほとんどが孤立を余儀なくされ、相談するということができないでいる人たちであり、どこかが把握した糸口を地域ネットワークにつなげていく取り組みが欠かせない。
- (2) これらの人たちに対する連携支援は、「どこかに渡して終わる連携」でなく「重層的に関わり合う連携」が必要であり、支援を求める人たちのための資源コーディネートと重層的なフォローアップが必要である。
- (3) そのためには、かかる事業推進の核となる「地域事業者」を設ける必要がある。法務省の補助事業として都道府県に拠点を設け、専門職員を配置して、地域資源のコーディネートやフォローアップをきめ細かくマネジメントしていくことが一人ひとりの再犯防止につながる。
- (4) 併せて、地方自治体がこの事業を支えるために、自治体が主宰する「社会復帰支援ネットワーク協議会（仮称）」を常設の組織として設置し、市町村間の、そして地域関係団体の相互連携と理解を深めることを期待したい。

2 地域生活定着支援センターへの関わりの強化

上記とも関連するが地域生活定着支援センターの役割は、その支援ニーズの増大により一層高まっており、これまでも増してその活動の充実とそのための運営体制の強化を期待したい。これは国の補助事業であるが、地方公共団体が同センターの支援を必要としている人たちに深い関心を持ち、その運営に積極的に関わることによってその機能が一層高まるものと考えられる。

その場合、前記事業拠点との緊密な連携関係も必要である。

Ⅱ 「関係機関の人的・物的体制の整備等」

1 「入り口支援」の制度整備・・・一部既述（第3回検討会意見）

- (1) 様々な関係者の実践によって、司法プロセスの入り口段階における社会生活支援ニーズのアセスメントの重要性が理解されるに至っている。
- (2) しかし、現状では弁護士等の個々のでかつ格別なご尽力によってなされていると言っても過言ではない。今後この取り組みを制度化して持続的な「入り口支援」を構築することが必要である。制度化することにより、「入り口」支援を地域連携でのコーディネートやフォローアップに一貫性を持ってつなげることが期待できるし、その後の司法プロセスを通じた支援や「出口」支援にもつながっていくことが期待される。
- (3) このような役割を担うのは、地域処遇としての社会内処遇を担う保護観察所が適任である。保護観察所は、医療観察分野において入り口段階での検察庁・裁判所・医療関係機関等と連携したアセスメント、支援計画の策定などの経験を積んでいる。
支援ニーズのアセスメント、関係者との支援調整と計画策定、フォローアップなどを、司法関係者との緊密な理解・連携のもとに推進する体制を構築することで必要な人たちを必要なタイミングで福祉サービスはもとより就労・住居等の支援につなぐことができるよう望みたい。
- (4) もちろん、このような制度設計は刑事司法制度の在り方にも関わるものであり、多面的な検討を要するものであって容易なことではないと考えられるが今後の検討課題とされることを期待したい。

2 保護観察所における専門的薬物処遇部門の充実強化

薬物依存対象者については、精神保健福祉センター、病院、保健所、福祉事務所、自助グループ等との幅広く、かつ専門的な連携を必要としているが、それらの連携を保護観察所が責任を持ってマネジメントしなければその連携は機能しない。

今後、地域において日常的に保護司が薬物依存対象者を担当することが増えてくると予想されているが、その円滑な実施のためには専門性と機動力をもってフルサポートする保護観察所の体制が何よりも必要である。民間関係者としては、その中核となる保護観察所の薬物処遇専門のユニットの充実拡大を強く望んでいる。

3 医療・保健機関等における依存症の専門的治療・相談体制の確立

既に厚生労働省の計画に示されているとおり、薬物等の依存症治療拠点の拡大と精神保健福祉センター等への依存症相談員の配置は緊要な課題とされている。増大する社会的ニーズに対応して積極的に進めていただきたい。

堂本委員資料

第6回再犯防止推進計画等検討会（2017.07.18）

堂本意見

○地方公共団体における推進体制の整備等

再犯防止推進法の第一条では、再犯の防止等に関する施策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、第四条では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する旨、また、第五条では、国及び地方公共団体の連携や再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努め、必要な情報を適切に提供するものとされている。

さらに、第八条では、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画「地方再犯防止推進計画」を定め、これを公表するよう努めなければならない旨規定されている。実際、再犯防止を推進するためには、医療・福祉・住居、就労などの支援の多くを担う地方公共団体の役割には大きなものがあり、その協力は不可欠である。

しかし、従来、刑事司法は、国の専権事項として位置づけられてきたため、地方自治体では、今まで、司法との接点が少なく、具体的な計画策定や実行するにあたって、経験も乏しく、また、専門の人材も少ないと思われる。国（関係省庁）は、地方自治体、協力する民間企業、団体等に対して、指導・研修・人材育成・財政支援を行い、地方公共団体が、円滑に効果的に対応できるようにすべきである。

地方自治体への指針

- ・各府省は、地方公共団体において再犯防止施策の推進が図られるよう、特に就労・住居・保健医療・福祉サービスの分野において、地方分権に配慮しつつも、再犯防止の観点から望ましい方向性を示したり、再犯防止に資する（活用可能な）制度を積極的に周知するなど、個別の施策ごとに、具体的な対応をとるべきである。特に、地方公共団体には、専門の窓口を設置し担当者を配置することが不可欠である。

再犯防止推進のための関係機関等との連携、ネットワークの構築

- ・地方公共団体における再犯防止施策の推進のため、警察、検察、矯正施設、保護観察所は、地域生活定着支援センターや地域の医療・福祉関係機関等と

共にネットワークを構築し、相互に情報の共有や連携を図りながら、地域住民の理解を得るための啓発や推進策の検討を実施すべきである。

- ・警察，検察，矯正施設，保護観察所は，個別事例への対応においても，入口支援及び出口支援において，犯罪をした者等が必要な福祉サービスや生活支援を受けられるよう，地方公共団体と相互に連携を図り，適切な対応を検討すべきである。

○関係機関の人的・物的体制の整備等

矯正施設等

- ・法務省は，受刑者等の生活全般を指導し個々の受刑者等の特性を把握している刑務官が，受刑者等の改善更生に果たす役割の重要性に留意しつつ，より充実した指導・支援等の実施を図るため，医療，福祉等の専門スタッフの充実に努めること。
- ・法務省は，矯正施設における専門スタッフを充実するため，執務環境について，その専門性を十分発揮できるよう必要な整備を行うこと。
- ・犯罪を行なった者が刑務所を出所して、住民票の取得、生活保護の申請、介護保険の認定、医療保険への加入などの手続きに、1ヶ月から3ヶ月かかり、この間に再び犯罪を行うケースが少なくない。再犯防止推進法は第5条において、国・地方公共団体と民間の団体、その他の関係者との情報の共有を規定しており、矯正施設は必要と判断される者については、手続き上の時間的ギャップを避けるため、地方公共団体に連絡し、在所中に必要な手続きを完了させること。また、連絡を受けた地方公共団体は、当事者に面談するなど所要の手続き並びに社会復帰のための支援を行うこと。（明石市などの事例）
- ・関係府省は，矯正施設をはじめとする再犯防止関係施設において，専門的知識・技能を有するスタッフの確保が図られるよう，必要な協力を行うとともに，地方公共団体に指針（協力依頼）を示すこと。

地方公共団体等

- ・国（関係省庁）は、再犯防止の推進を図るため、地方自治団体をはじめ、再犯防止に協力する企業、団体、個人等に対する必要な指導・研修・情報提供・財政支援を行うこと。

永見委員資料

第6回再犯防止推進計画等検討会における意見（概要）

全国保護司連盟副理事長

保護司 永見光章

【地方公共団体における推進体制の整備等について】

（1）地方公共団体への働きかけについて

地方公共団体に再犯防止の責務があることが明示されたことは画期的である。しかし、地方公共団体が何をやれば良いかが今ひとつ明確でない。「再犯防止」と一言で言っても、大変広い分野にまたがるため、地方公共団体としては、どこから手を付けるべきか、どのような計画を策定するのか、困惑しているのが現状ではないか。

そこで、国として、例えば、総務省と法務省が連携するなどして、地方公共団体にどのようなことが求められているのかをわかりやすく示していただきたい。例えば、特色のある取組をしている事例や、先駆的な取組例等について情報提供をいただきたい。

（2）教育委員会の関与

「地方公共団体」と言ったときに、教育委員会が含まれるのかは明確でないが、地方での非行防止・再非行防止の推進に当たっては、教育委員会の関与が不可欠であることを再犯防止推進計画で明示することが望まれる。先に述べたとおり、これまでも、保護司にとって「学校との連携」は地域活動の重要な柱であったが、今後、地方における再犯防止施策の実施に当たり教育委員会との連携がより一層大切なものとなると考える。

（3）再犯防止推進法を踏まえた「再犯・再非行防止条例」制定

前回述べたとおり、地方における再犯防止施策を推進していくためには、地方再犯防止推進計画の策定も必要であるが、条例の

制定を進めることが効果的な場合もあると考えられ、是非とも、こういった取組について、総務省と法務省とで連携して、地方公共団体に働きかけていただきたい。

【関係機関の人的・物的体制の整備について】

(1) 保護観察官の大幅な増員について

保護司は、保護区に配属され、保護区ごとに構成される保護司会に所属する。東京保護観察所では、保護区を担当する保護観察官（地区担当官）が配置されているが、一人の保護観察官で100人を超える保護司から寄せられる相談等に対応せざるを得ない状況にある。

保護司は、担当事件の対応、各種研修の企画・準備、社会を明るくする運動等地域活動への参加、更生保護女性会、BBS会等関係団体の行事への参加、自治体・警察等地元関係機関との協議会等に追われ、各種行事への参加もままならない状況にある。保護司活動を円滑に進めるためにも、本来であれば、保護観察官には、担当保護区に顔を出し、保護司や地元関係機関等と密にコミュニケーションを取っていただきたいと考えるが、保護観察官は複雑困難化する事件対応や新規施策の対応に忙殺され、それどころではないというのが現状である。

さらに、昨年6月に刑の一部の執行猶予制度が導入され、処遇困難な薬物依存を抱えた保護観察対象者が増加し、保護観察期間も長期化することから、保護司の不安は大変大きなものとなっている。保護司の不安を解消するためには、事件を担当する保護司に対して、専門的な知識を持つ保護観察官からの助言や指導が不可欠であるが、薬物事犯者の増加等により、保護観察官が更に繁忙となることは明らかであり、十分に事件の相談等に応じてもらえるのか心配している。

現状において、保護司活動を支援する観点から、また、今後更に増加する薬物事犯者への対応の観点からも、保護観察官数は圧倒的に不足しており、少なくとも、現在の倍以上の大幅な増員が必要不可欠であると考えられる。

(2) 更生保護サポートセンターの充実強化について

前回も述べたとおり、充実した保護司活動のためには、サポートセンターの存在は不可欠であり、早急に全ての保護区（886地区）にサポートセンターを設置するとともに、その機能の充実強化を図り、それぞれの地域において再犯防止を推進する拠点とすべきである。また、広域又は複数の地方公共団体にまたがる保護司会においては、複数のサポートセンターを設置することも必要である。

宮田委員資料

第1 地方自治体をめぐる問題について

地方自治体、とくに基礎自治体に対しては、犯罪をした者の住民登録から始まり、福祉や医療、居住の問題等で大きな関わりを持つ。地方自治体も住民も、本法や更生支援への関心は低く、各場面において、いかなる配慮をすべきかについて、関係各省庁からの通達、通知、指示等を行う必要がある。

1 住民票が置けないとなにも始まらない

基礎自治体との関係で、本法施行のもとで、是非、自治体にご認識いただき、協力をしていただかなければならないのはまずは住民登録の問題である。

犯罪をした者で、とくに刑務所で受刑している人は、住民票が除かれている場合があり、新たに住民票を作る必要があることが多い。また、住民票が除票となっていなかったとしても、住民票のない場所を新たな居住地とする場合にも異動の問題が生じる。

住民票がなければ、アパート等の入居の申込みや就職活動の際の履歴書への添付もできないし、健康保険にも入れないうえ、さらに、生活弱者の場合には必須の生活保護申請、障害者手帳取得等ができない。この手続きを円滑に進めなければ居住も就労も確保できないのであり、多くの住居や就労の確保できないものは、この住民登録の問題を抱えていた可能性が高い。

住民票が除籍されている者については、刑務所から出たときには住民票がある状態にしておくことが、円滑な社会復帰のためには必要不可欠であるところ、例えば、

- ①住民票から除籍されている者については、刑務所等の施設がある場所で一旦住民票を置き、その移動という方法をとる
- ②出所前の外出の利用等による本人出頭で、出所前に帰住先調整をした自治体で住民票を作らせる

といった、出所前の住民登録をすることが考えられる。

また、基礎自治体での住民登録をしようとした場合に、本人確認の書面がないために、窓口で登録を拒まれる例も存するようである。刑事裁判では、本人確認の書類を集積しているのだから、判決謄本や受刑の証明書は本人であることの証明に使えるものと考えられ、例えば、基礎自治体に対して、受刑証明書の提出と以前の住民票の抹消の事実があれば、出頭した自治体で住民登録ができるようにしていただくと手続きがスムーズに進むものとする。

2 生活保護についての体温差が大きい

犯罪をした者で、障害がある者や高齢の者はとくに、生活保護申請をする必要があるし、そうでない者であっても、刑務所内での月数千円の作業報奨金ではアパートを借りる金がたまらないため、生活原資にこと欠き、生活保護により住居の確保をする必要がある者も少なくない。

しかしながら、福祉事務所どうし、あるいはその職員どうしの体温差は極めて大きく、受け入れに対して極めて消極的な態度をとられる場合がある。例えば、福祉事務所に出頭したときに「ここにはあなたの住民票がない。以前住民票を置いていたところに行け。」等と言われるケースは少なくない。所在地及び逮捕地で保護が受けられることが通知されているにも関わらず、である。

また、生活保護を受けていれば、医療が受けられるわけだが、医師からの指示でダルクに入所しようとしたところ、家族とともに住民票を置いている自治体から

「地域外でのダルク入所の費用は出せない」

と言われた例があると聞いている。かような自助グループへの参加も、生活保護支援の対象であるはずである。

上記の住民票の問題とともに、生活の本拠を定め、生活基盤を置くことがなければ生存権が守れないのであり、再犯防止法の成立を受け、この点についての基礎自治体のご理解を深めるよう指導・啓発をしていただきたい。厚労省は、平成27年12月24日付け社会・援護局総務課事務連絡で、犯歴の有無にかかわらず地域で同じように福祉支援をしていくように、各自治体の福祉担当部局に対する通知を出しているが、未だ必ずしもこの効果が出ていないように思われ、さらに周知・徹底をお願いしたい。

3 自治体による保護司会等への支援

当職は東京都中央区で保護司をしているが、同区の保護司会は、中央区福祉保健部生活支援課地域福祉係が事務局機能の多くを果たしてくれている。基礎自治体が保護司会の事務局機能を担って頂けると、保護司が本来業務に時間を割くことができるのであり、少なくとも余裕のある自治体にはかような協力を得ることができるかと非常にありがたい。また、中央区のように、福祉担当部門が事務局であると、保護司が、対象者の福祉に関わる問題を抱えたときに、担当職員にどの窓口で相談すればよいか等を具体的に相談できるという非常に大きなメリットがある。少なくとも、保護司と福祉部門との交流の機会を作るなどしていただくと、活動がしやすくなるものと思われる。

また、大田区等では、自治体の施設の一部を、更生保護サポートセンターの活動場所として提供している。各自治体が、かような場所提供の便宜を図って頂けると大変助かるどころ、法務省だけでなく、国土交通省や総務省からもかような協力を検討するよう呼びかけていただくこと等が必要かと思われる。

4 自治体と弁護士会との連携

罪に問われた障がい者の関係で、兵庫県弁護士会と福岡県弁護士会北九州部会等が自治体との連携をしており、とくに前者では、昨年からは、兵庫県福祉課、兵庫県地域生活定着支援センターとの連携により、起訴猶予や執行猶予になった障害や認知症のある人が福祉手続の同行支援等をする「寄り添い弁護士」活動を実施している。

福祉的支援の必要な高齢者、障害者に対しては、弁護士が福祉事務所まで同行し、書面作成等に対する支援をする必要が高いし、書面作成のみか、障害年金の

申請や審査請求、支給量の市町村との交渉など、弁護士がかかわるべきことは多い。厚労省は、上記のとおり、犯歴の有無に関わらず福祉が受けられるよう通知を出しているが、現実には、窓口で障害のある人等が臆してしまう、あるいは職員からの説明の意味がわからない、文字を書くことが不得手等のことも多く、弁護士の同行支援が必要な場面は多い。これらについては、本来、法テラスの民事法律扶助での支援がされるべき場面であると考えられるが、兵庫県の「寄り添い弁護士」では、現在、弁護士会が活動助成をしているが、これについて都道府県が助成をする方法は十分検討に値するものと思われる。

5 自治体に対する再犯防止法についての周知徹底や交流を

各都道府県の地域生活定着支援センターに対する取組には大きな差があり、県によっては、センターである自治体あるいは委託を受けた団体が十分に機能していないところがある。この点について、センター相互の交流を図るなどして、センター機能の向上を図るのは、都道府県の問題でもあり、なおかつ、場の設定については国の問題でもある。各都道府県のセンターの有効な情報交換等が図れるようにすべきである。なお、現在、一般法人全国地域生活定着支援センター運営協議会が、センター職員の研修やセンター相互の情報交換等を行っているが、この公益法人化等の検討も考えられる。

東京都は、センターのコーディネート事業の実施のために、都内の基礎自治体に対して、現在地主義やそれを補う逮捕地での支援の問題についての周知などをして、センターが協力を得やすいよう動いたと聞いている。都道府県と基礎自治体との間で、センター事業が行いやすいよう、情報提供や指導、情報交換が行われることが望まれる。

また、犯罪をした者の福祉、医療、居住等の問題は、その者の所在する基礎自治体との問題といってもよい。ここまでに各論点で論じていたことについて、基礎自治体がいかに理解し、協力していただけるかが、今後の再犯防止計画の成否にかかっていると見える。各自治体では、この法律の成立についての十分な情報が行き渡っていない。情報を行き渡らせるについては、各地で更生保護への共感を持って頂けるような情報提供が望まれる。例えば、法務省からの各地の自治体へのレクチャーといったことも考えられるし、各地の保護司会あるいは弁護士会等の更生保護に関わっている民間セクターと自治体との間で、現に犯罪をした者に接するとき何が問題となるのか、それが自治体の業務の中でどう改善し得るのか等について、真摯で率直な意見交換をしたうえで、それを自治体内に広報するといった方法も考えられる。計画策定に際しては、情報提供について、具体的に効果のある方策を提案し、実施していただくことが大切かと思われる。

犯罪をした者と接する可能性のある窓口業務担当者など、業務の末端に至るまで、この法律の理念を理解していただく必要があると思われ、高齢者に対する地域包括センターや障害者に対する障害者相談センター、発達障害者相談センター、精神保健福祉センター、保健所といった、地域での相談業務にかかわる部署（事業によっては民間委託しているものもある）にはとくに十分に行き渡らせる必要がある。

6 自治体が更生保護支援の金銭面での支援ができるための方策を

当職は、東京都中央区で保護司をしているが、財政的に非常に豊かな区がある反面、そうでない区も相当数存する。

自治体によっては、個別事業についてガバメントクラウドファンディングの手法を用い、国民全体から金銭を集めることを試みており、更生保護事業（のうちの一部であっても）に関連した事業について、基礎自治体が、更生保護に関連する民間団体と協力してかような方法で金銭を集めることも検討に値し、積極的に推進することが考えられる。例えば、子ども食堂などの、子どもの未成年の居場所を作るための試みなどについては協力が得やすいものと思われる。なお、ガバメント・クラウドファンディングについて以下のサイトがある。

<https://www.furusato-tax.jp/gcf/about.html>

第2 関連機関の整備の問題について

1 関係機関との情報共有について

関係機関との連携関係を整備していくためには、情報の共有が必要となる。

再犯防止法11条は、「国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。」としており、個別の事情に応じたアセスメントと処遇計画、更生支援計画の策定が必要となる。

この情報を管理するについては、同法でも個人情報の扱いへの注意が必要であるが、個人の特性に関する情報や支援方策についての資料を集約し、それを矯正、保護、福祉の各段階で共有するとともに、各段階での関係者のカンファランスを実施して情報を更新していくことが望まれる。かような情報の管理と共有のためのシステムの枠組みを作ることが必要であることはもちろん、各段階での情報の収集及び各種決定について、本人同意のもとでそれが行えるよう、法的助言の可能な弁護士が関与すること等も検討されなければならない。

また、上述のとおり、本人意思の補完のために、後見人の選任が必要となる場面や、本人の抱える法的問題（地域定着支援センターの関わった案件には、本人の知らない間に養子縁組や婚姻の届がされているものなども散見される）の処理なども相当数存在すること、刑事事件での弁護人の福祉支援等も含めた活動の充実ぶりなどを考えれば、国の直接の機関とはいえないが、準独立法人として法務省の傘下にある日本司法支援センター、いわゆる法テラスの予算の確保と対象事業の拡大等といった機能の充実も極めて重要な問題である。平成27年3月に、司法ソーシャルワーク活動を推進するための制度的整備のために総合法律支援法が一部改正され、「認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられている国民等」を「特定援助対象者」と規定し、資力を問わない法律相談を可能にするなど、民事法律援助を利用しやすくするための改正が行われたが、生活保護や年金申請等の援助は見送られている。このような申請等への援助は、再犯防止

法の実行化のためには必要不可欠なものであったはずであり、かような見地からさらなる法改正をすべきである。

2 協議のできる場を

計画を立てたときに、その計画の実行の状況についてフィードバックをする機会を持つことは極めて重要である。計画全体についての見直しは概ね5年で行うにしても、今般できた計画について、半期ないし1年に一度、計画の実施状況について報告し、調整を行うことも必要であろう。今般開かれた協議会が、この計画を立てるための一時的なものではなく、かような調整のための機関として発展して欲しい。

3 犯罪をした者の回復と社会包摂の視点を

「再犯防止と安全確保」というのは極めて単純で理解を得やすい発想ではある。しかしながら、何度も記載してきたとおり、犯罪をした者が、背景にある様々な問題を解決し、あるいは問題の悪影響をできる限り小さくしていく結果として再犯の防止が図られるのである。犯罪をした者に対して、その権利の擁護や意思の尊重の視点を忘れることなく（もちろん、認知のゆがみがある場合、認識に問題がある場合の治療や説得等を否定するものではない。ただし、今までその方法に問題があったのではないか、という視点は必要である）、改善・更生・社会復帰という大きな目的を達成することが重要であり、その到達点は地域への定着、社会からの包摂であるという視点は不可欠で、かような面から各手続を俯瞰し、立てた計画に対して修正すべき点を見いだしていくべきと考える。

4 トップダウンも必要な分野である

犯罪をした者に対する社会の偏見は強く、なかなか社会で受け入れてもらえないというのが実情であり、今般、議員立法で再犯防止法ができたことの意味は大きい。

今後、さらに、閣僚や国会議員は政務で忙しいとはいえ、矯正や保護の現場に足を運んでいただき、あるいは更生保護に関わっている人達との懇談の機会を設けていただきたい。もちろん、同様の認識を、県知事、県議会、基礎自治体の首長や議会とも共有できるようにしていただければと考える。犯罪をした者の更生の問題は、票にはならない問題であるかもしれないが、かように地味で時間のかかる問題について国や地域のトップが理解を持っているということ自体に意味がある。さらに、かような方々が、海外での刑罰や処遇のあり方について知見を深めていただくことは極めて重要であると思われるし、さらに、国内の関係者とその知見について共有する機会を持っていただければと考える。

村木委員資料

2017年7月11日

再犯防止推進計画（骨子案）に対する意見
地方公共団体における推進体制の整備関係

村木厚子

○再犯防止に当たっては、当該者が犯罪をするに至った様々な背景や要因、すなわち、貧困、疾病、嗜癖、障害、厳しい家庭環境、不十分な学歴などの状況を改善することが肝要。そのための各種の矯正施設を出た後（出口）、起訴猶予や執行猶予の場合（入口）はその決定後、速やかに地域の各種の支援に結びつくことが重要。

これらの者は「地域の住民」となるべき者である。このため、出所後、どの自治体の住民となるのかのルールを明確にし（その際、本人の意思が尊重されることは言うまでもない）、当該帰住先（定住先もしくは当面の生活の根拠地）となる自治体が責任感を持って主体的に当事者の問題解決に寄り添う仕組みを作ることが重要。

さらに地域の関係者やさらには住民の理解を進めることが重要。

そのため、

- ①当該問題を所管する自治体の担当の明確化
- ②入口、あるいは出口に携わる矯正・更生保護の分野から帰住先となる自治体に対し適切な連絡、情報共有・連携が行われるルールの確立
- ③当該地域において、本人の意思を尊重しつつ関係者が連携して必要な支援を行うことができる体制の立上げ、すなわち関係機関の連携協議会（モデルは要保護児童対策地域協議会。明石市の「更生支援ネットワーク会議」の例を別添）の設置に各地域で早急に取り組む。

この協議会には、地域の実情に応じて、矯正・更生・保護関係機関、弁護士等司法関係者、地域生活定着支援センター、医療・福祉関係者、住宅関係者、生活保護・生活困窮者支援関係者、ひとり親支援関係者、就労支援関係者、教育関係者、産業界などを含む。

当該連携協議会においては

- ①再犯防止のための取組について定期的に情報交換し、施策の検討を行う。
- ②個々の犯罪を犯した者の個別の支援計画を立て、互いに連携して支援を行う。

明石市更生支援ネットワーク会議 構成団体一覧表

○司法・矯正機関等

1	神戸地方裁判所（明石支部） ※オブザーバー	
2	神戸地方検察庁（明石支部）	
3	兵庫県明石警察署	
4	神戸刑務所	
5	加古川刑務所	
6	播磨社会復帰促進センター	
7	神戸保護観察所	
8	更生保護法人神戸学而園	
9	日本司法支援センター兵庫地方事務所（法テラス兵庫）	

○専門職団体

10	兵庫県弁護士会	
11	兵庫県社会福祉士会	
12	兵庫県精神保健福祉協会	
13	兵庫県臨床心理士会	

○当事者団体・支援機関

14	明石地区手をつなぐ育成会	
15	NPO法人明石ともしび会	
16	明石市基幹相談支援センター	
17	明石市社会福祉協議会地域包括支援センター	

○県機関

18	兵庫県地域生活定着支援センター	
19	兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課	

○社会を明るくする運動明石地区推進委員会構成団体

20	明石市保護司会	
21	明石地区更生保護女性会	
22	明石市民生児童委員協議会	
23	明石市連合まちづくり協議会	
24	明石市連合PTA	
25	明石市	
26	明石市社会福祉協議会	

○医療機関

27	一般社団法人明石市医師会	※
28	地方独立行政法人明石市立市民病院	※

○就労支援機関

29	明石公共職業安定所	※
30	明石市障害者就労・生活支援センターあくど	※
31	明石商工会議所	※
32	明石市商店街連合会	※

○生活困窮者支援団体

33	チェンジングライフ	※
34	特定非営利活動法人神戸の冬を支える会	※
35	チーム風	※

※：平成29年度から新たに参画した団体

和田委員資料

第6回「地方公共団体における推進体制の整備等」【5条、24条】

「関係機関の人的・物的体制の整備等」【18条、19条】

埼玉県立精神医療センター 和田 清

薬物依存症者に関わってきた経験、及び、薬物依存症民間「回復」支援施設に「出入り」してきた経験から、以下の点を述べさせていただきたいと思います。

今回のテーマは、本検討会から見れば、「再犯防止推進計画等」のための「地方公共団体における推進体制の整備等」、「関係機関の人的・物的体制の整備等」ということになるわけですが、現場と言おうか、地域という視点で言えば、刑事司法という枠とは別の、飲酒・薬物問題、高齢問題、障害問題、生活困窮問題、不良交友問題、家庭問題、学校問題等という個別の問題に対する策の結果としての「再犯」であり、「再犯」は、個々の問題に対する取り組みの評価指標であるという面を有していると考えます。

そこで重要なのは、総論的に「国及び地方公共団体は、・・・連携を図らなければならない」のはもちろんですが、個別の問題に対する具体的な取り組みに対する「連携」であり、同時に「Good Practice」の提示と推進だろうと思います。

この視点に立った、各論的取り組みを提示して、取り組んでいくことが重要かと思いません。

以上です。